

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
I-2 システム2 ③他のシステムとの接続	〔○〕 その他（システム基盤（個人基本））	〔○〕 その他（システム基盤（個人基本）、 <u>予防接種システム、システム基盤（市中間サーバ）</u> ）	記載漏れのため追記
I-2 システム3 ②システムの機能	2 <u>住記異動情報の連携</u> 随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。	2 <u>住民記録の異動情報の連携</u> 随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。	市民からの意見を踏まえて修正
I-2 システム3 ③他のシステムとの接続	〔○〕 その他（システム基盤（団体内統合宛名））	〔○〕 その他（システム基盤（団体内統合宛名）、 <u>予防接種システム、システム基盤（市中間サーバ）</u> ）	記載漏れのため追記
I-4 ②実現が期待されるメリット	予防接種履歴の適正な管理により、適切な接種勧奨が可能になる等、 <u>接種率の向上につながる。</u>	予防接種履歴の適正な管理により、適切な接種勧奨が可能になる等、 <u>接種率の向上ひいては感染症の発生及びまん延の防止につながる。</u>	市民からの意見を踏まえて修正
I-（別添1）事務の内容	（図）⑨健康被害の進達の矢印（特定個人情報を含む情報を表す実線）	（図）⑨健康被害の進達の矢印（その他情報を表す点線に修正）	厚生労働省への進達については、特定個人情報を含まないため、矢印についてその他情報を表す点線に修正
I-（別添1）事務の内容	（備考） ①～⑦：内容省略 ⑧ 予防接種後に健康被害があった場合に、被接種者から給付の申請を受ける。 ⑨～⑪：内容省略	（備考） <u>&lt;予防接種の実施に関する事務&gt;</u> ①～⑦：内容省略 <u>&lt;予防接種法による給付の支給に関する事務&gt;</u> ⑧ 予防接種後に健康被害があった場合に、被接種者から給付の申請を受ける（ <u>個人番号を含む</u> ）。 ⑨～⑪：内容省略	記載の詳細化
II-3 ③入手の時期・頻度	1 識別情報：随時（変更時等） 2 連絡先等情報：随時（変更時等） 3 業務関係情報 ・健康・医療関係情報：随時（予防接種実施時点）	1 識別情報：随時（変更時等） 2 連絡先等情報：随時（変更時等） 3 業務関係情報 ・健康・医療関係情報：随時（予防接種実施時点） ・ <u>地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報：随時（健康被害に係る給付の申請時点）</u>	健康被害に係る給付のための情報を追加
II-3 ④入手に係る妥当性	予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。	・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・ <u>健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給や障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。</u>	同上
II-4 ①委託内容	<u>予防接種台帳管理システムを含む母子保健情報システムの円滑な運用を行うことを目的として、システムソフトウェア及びハードウェアの運用支援・障害対応を行う。</u>	<u>予防接種システムを含む母子保健情報システムの円滑な運用を行うことを目的として、システムソフトウェア及びハードウェアの運用支援・障害対応を行う。</u>	I-2-システム1の記載に合わせて修正
II-4 ②-その妥当性	<u>予防接種台帳管理システムを含む母子保健情報システムの安定した稼働のため、システム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者</u> に委託する。	<u>予防接種システムを含む母子保健情報システムの安定した稼働のため、システム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者</u> に委託する。	同上
II-6 ③消去方法	<札幌市における措置> 1 一定の保管期間が経過した後の特定個人情報は、母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。	<札幌市における措置> 1 一定の保管期間が経過した後の特定個人情報は、 <u>本市の指示に基づき</u> 母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。	記載の詳細化

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
Ⅲ－２ リスク１－対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施については、接種対象者（保護者）の意思で予防接種実施医療機関で接種を行い、本市は当該医療機関からの報告に基づいて本件事務を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・窓口で個人番号を含む申請書等の受付を行う際は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施については、接種対象者（保護者）の意思で予防接種実施医療機関で接種を行い、本市は当該医療機関からの報告に基づいて本件事務を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・<u>予防接種法による給付の支給に関する事務等</u>について、窓口で個人番号を含む申請書等の受付を行う際は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> </ul>	記載の詳細化
Ⅲ－２ リスク３－入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施については、予防接種実施医療機関において、健康保険証等身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。</li> <li>・窓口で個人番号を含む申請書等の受付を行う際は、個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施については、予防接種実施医療機関において、健康保険証等身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。</li> <li>・<u>予防接種法による給付の支給に関する事務等</u>について、窓口で個人番号を含む申請書等の受付を行う際は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示により、必ず本人確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの意見を踏まえて修正</li> <li>・記載の詳細化</li> </ul>
Ⅲ－２ リスク３－特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 <u>上記の通り</u> 、入手の各段階で、本人確認のもと、個人情報の正確性を確保する。	1 <u>上記のとおり</u> 、入手の各段階で、本人確認のもと、個人情報の正確性を確保する。	文言の修正
Ⅲ－２ リスク４－リスクに対する措置の内容	<予防接種台帳管理システムにおける措置>	<予防接種システムにおける措置>	I－２－システム１の記載に合わせて修正
Ⅲ－３ リスク１－宛名システム等における措置の内容	1 <u>予防接種台帳管理システム</u> は、当該事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとする。	1 <u>予防接種システム</u> は、当該事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとする。	同上
Ⅲ－３ リスク２－アクセス権限の管理－具体的な管理方法	2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行う。	2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効 <u>手続き</u> を行う。	文言の修正
Ⅲ－３ リスク３－リスクに対する措置の内容	システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に <u>事務外</u> で使用する <u>こと</u> に対する注意喚起を行う	システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に <u>本来の目的以外</u> の用途で使用する <u>こと</u> のないよう注意喚起を行う	市民からの意見を踏まえて修正
Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録－具体的な方法	システム操作記録による記録を残す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの改修・保守作業を行う際は、事前に携わる作業要員の氏名及び所属を記載した作業報告を提出する。</li> <li>・システム操作記録として、いつ、どの操作者が、誰の情報を参照・更新したかアクセスログを記録する。</li> </ul>	記載の詳細化
Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く）	※全項目について、提供・移転を行う場合のリスク管理を記載。	〔○〕提供・移転しない	情報提供ネットワークシステムを通じた提供以外は想定していないため、削除。
V－１ ④個人情報ファイル簿の公表－個人情報ファイル名	予防接種情報ファイル	予防接種情報ファイル（予防接種健康被害事務、予防接種健康調査、定期予防接種のお知らせに係る事務）	記載の詳細化

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
VI-2 ④主な意見の内容	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種事務における個人のプライバシー等の権利利益とは何か。</li> <li>・厚生労働省に進達するとはどのような意味か。</li> <li>・マイナンバー制度に対応することによるメリットは何か。</li> <li>・本人確認の方法について、「個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示などによる。」との記載があるが、「など」とは何を想定しているのか。</li> </ul>	パブリックコメントを経て追加
VI-2 ⑤評価書への反映	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー制度の導入により実現が期待されるメリットについて、詳細に記載した。</li> <li>・本人確認の方法については、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示のみを想定しているため、「など」の記載を削除した。</li> </ul>	同上
VI-3 ①実施日	—	平成 28 年 10 月 18 日	第三者点検を経て追加
VI-3 ②方法	—	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。	同上
VI-3 ③結果	—	評価書に記載された特定個人情報ファイルの扱いは、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であるとの答申を得た。	同上